

# 新潟民商

新潟民主商工会  
新潟市中央区西3丁目10-14  
電話 (243) 0141  
13年2月18日

## 要求渦巻く！仲間の輪広がる

強硬な取り立てに怒り！

新潟市の国保料などに対する強硬な取り立てが引き続き行われ、民商への相談と入会が相次いでいます。

**Aさん(造園工事業)**は、売上が減少し国保料が払い切れず八十万円程が滞納となっていました。債権管理課の呼び出しに行きましたが、職員は「一括して払え！譲っても六ヶ月以内だ。さもなければ差押えだ」と脅迫のような言い方でした。

Uさんは、仕方なく月十万円ずつ支払うことを約束させられて



しまいました。一月は何とか払ったのですが、二月はもう払えません。商工新聞を購読していたUさんは民商に相談し入会。相談を受けた事務局長はその場から課長に電話、脅しのような対応に抗議し、二日後に面談の約束を取り付けました。課長に「冬場は仕事がないこと、春になれば支払額を増やし、一年で本税は払い切れる」という計画を伝え、新潟市も検討することになりました。

**Bさん(大工工事業)**は、元請けの会社の倒産などがあり、国保料が六十万円たまってしまいました。昨年九月に債権管理課に呼び出され、やはり月十万円払う約束をさせられてしまいました。何とか四カ月払ってきたのですが二月は払えなくなりました。知り合いの民商会員に相談して早速民商に入会、支払計画を作り直して市と交渉することにしました。

市の債権管理課は、予約をとらなければならぬほど大勢の人が呼び出され、強硬な取り立てに苦しんでいます。まわりの人に一声かけてみましょう。

### 会員の紹介で同業者入会！料飲支部

税理士任せの記帳申告を自分でやれないかと料飲支部で韓国料理店を営んでいる会員に相談。

「それなら民商！」と、即、入会！

### 元会員が再入会 曾野木支部

「仕事がなくて会費が払えない、迷惑を掛けたくない」と退会した人から電話があり、「年末調整や確定申告の要求があり、再入会をしたい。以前は、税理士にお願いしていたが何にも教えてくれなかった。」と入会。今、娘さんがパソコン記帳をしています。

### 役員が会員訪問 北東ブロック

木戸支部は十日に小山さんと事務局で会員訪問をしました。債権管理課との交渉など民商の取組みを話しながらまわりの人に民商を紹介してほしいと訴えました。また、事務所に入会の問い合わせがあった方を訪問し、家族にパンフレットを渡して再度連絡をとることになりました。

同じく木戸支部に労働保険に加入したいと建築業の方が入会。

石山支部は、市橋さんが商工新聞読者を二部拡大。大形支部は、数年前に病気で廃業し、退会した会員から「また商売を始めたので入会したい」と連絡があり再入会。

東山ノ下支部は、会員からの紹介で溶接業の方とチラシを見て民商を知った惣菜店の方が入会しました。惣菜店の方は、もつと自分の店を知ってもらいたいと悩んでいるので、早速支部役員会に参加してもらおうと呼びかけました。

元市会議員の渋谷明治さんも知人に商工新聞の購読を勧め二部拡大。

仲間を増やしたいというみんなの行動が入会や購読に結び付いています。



## {曾野木でも税務調査の立会いができるね！}

### 会長の説明に「納得、納得」の学習会

曾野木支部

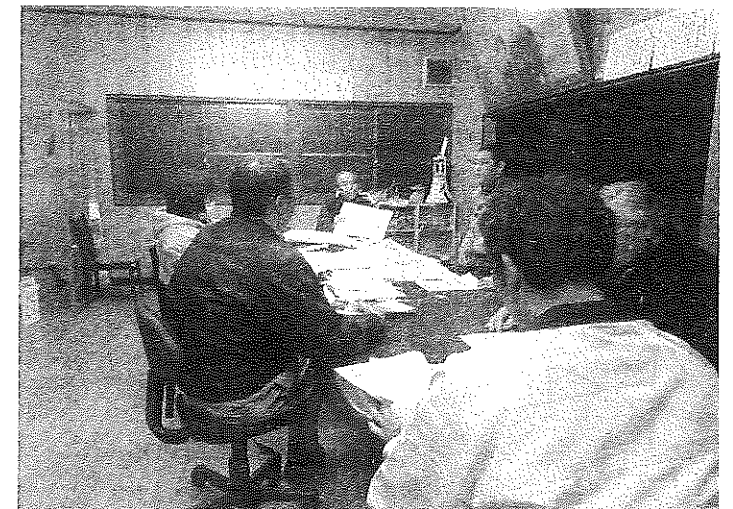
2月6日に曾野木商工会館で7名の参加で申告学習会を開催しました。当日は高橋会長が応援に入ってくれました。会長は自分で自主計算パンフとパネルの要点を数枚の用紙にまとめて、自分の言葉でめぐりながら丁寧に説明して下さいました。

説明が終わった後で、風間さんが自分の調査の経験で「とにかく経費に関しては自分で、きっちりと主張する事が大事、領収書は捨てないで全部保管する事、納税者の権利を事前に学習する事」などを話しました。初めて参加した婦人部員は「税務調査が来たら風間さんに是非応援してもらわなきゃ、曾野木支部でも立会いができそうだね」との発言がありました。

高橋会長は「大江山支部では大勢の役員さんが立ち会っている。そこでは調査のビデオ撮影をしたり、役員さんが売上のチェックのお手伝いをしている。納税者は皆の応援で励まされ、権利主張も堂々として今後の展開が楽しみ」との報告をしました。記帳の義務化や消費税問題でも参加者は危機感を持った発言をしていました。

確定申告書では申告所得での住民税や国保税の計算、医療費控除などを学習しました。

参加者は「今までやった学習会で今回が一番良かった。」と言っていました。



## 金融円滑化法終了後も同様の対応継続されます 返済猶予・条件変更に道開く

返済猶予や条件変更の申し出に対して銀行に努力義務を課した金融円滑化法が三月三十一日で終了、「銀行が条件変更に応じなくなるのではないか」「貸し渋り、貸しはがしで倒産に追い込まれるのであるのではないか」との不安が出されています。民商は、金融円滑化法の継続を求めてきました。継続はされませんでした。国や銀行は同様の措置を取ることを明らかにしました。

**金融庁**…「検査マニュアル、監督指針に円滑化法の趣旨に円滑化法の趣旨に沿った金融機関の対応を求める」文言を明記すると民商の交渉で明らかにしました。

**金融機関**が「業界申し合わせ」を確認、従来通りの対応継続を表明

これまでと同様の対応を継続していくことを全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国銀行協会が申し合わせを公表しました。

金融円滑化法終了後も、同様の対応を金融機関に求めて運動しましょう

## 共済拡大PRデー

やるぞ！A会員加入率九〇%達成

二月二一日(木)、二二二日(金)

## 消費税・市民税・国保・社会保険料

## 滞納相談・学習会

税務署や市などの強権的な税金取り立てから  
商売と暮らしを守る！

日時 2月19日(火)

●昼の部午後1時30分

●夜の部午後7時

場所 新潟民商会館